

第38章 広域防災活動拠点計画

（危機管理部）

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

〔広域防災活動拠点の機能〕

- ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能 ③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能
- ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替・有機的な確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

（広域防災活動拠点施設）

地 域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷 1	92.3ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制を確立する。

第1 開設、連絡調整

- 1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。
また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。
- 2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。